

都市公園内に設置する自動販売機

設置事業者募集要項

令和4年 12月

北九州市建設局公園管理課

目 次

	ページ
1 対象物件	2
2 応募資格要件	2
3 自動販売機の設置条件等	2
4 入札参加申込手続	6
5 質問書に対する回答	7
6 入札書の提出及び開札	7
7 設置管理許可の申請手続	9
8 設置事業者の決定の取消	9
9 売上金額の情報提供	9
10 公園の状況及び今後の整備予定	10

自動販売機設置場所

様式

参加申込書（裏面応募資格要件）・役員名簿・質問書・入札書

【募集に関する問い合わせ先】
北九州建設局公園管理課（担当：原田・村田）
北九州市小倉北区城内1番1号
TEL (093) 582-2464

都市公園内に設置する自動販売機設置事業者募集要項

都市公園内に設置する自動販売機（以下「自販機」という。）の設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に応募される方は、この募集要項等をよく読み、次の各事項等をご承知の上お申し込みください。

1 対象物件

別添一覧表のとおり

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人に限り応募することができます。

- (1) 北九州市内に本店又は支店・営業所があること。
- (2) 設置予定の販売品目についての自販機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有している者であること。
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること（該当についてのみ）。
- (4) 国税及び北九州市税の未納がないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (7) 北九州市が実施した設置事業者の募集において、設置事業者決定後に、正当な理由なく辞退し、又は設置管理許可を取り消され、又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。

3 自販機の設置条件等

(1) 許可期間

設置許可できる期間は原則として以下のとおりです。

令和5年4月1日から、令和9年3月31日まで

(2) 使用料等

ア 設置事業者の公園使用形態

市は、自販機設置場所として使用する部分について、公募（入札）の結果、最も高い金額を使用料として提示した者を「公募により選ばれた者」とします。「公募により選ばれた者」が、都市公園法第5条の規定に基づく設置管理許可申請を行った場合で、これに不備がない場合は、設置管理許可を与えます。

イ 使用料

本市が設定する最低使用料（月額200円／m²）以上で入札のあった最高の価格をもって使用料（月額）とします。最高の入札価格に、許可期間の月数を乗じた金額を使用料総額とします。

※入札する際の使用料は「月額」です。

誤って「年額」で入札することの無いようお願いします。

使用料は、別途発行する納入通知書により、指定期日までに納入してください。

自己の責めに帰すべき事由による許可取り消し、辞退については、当該年度の使用料は返還しません。また、当該年度の使用料が未納であるときは、これを納付していただきます。

容器回収ボックス及び電源供給のために必要な設備については、「自販機の設置条件として設置させるもの」として取扱うため、使用料の発生する面積には算入しません。ただし、自販機を撤去した後にそのまま残すことはできません。次の使用者に所有権を引き継がない場合は、原則撤去してください。

ウ 申請期間と使用料の関係

設置予定場所に従前設置された自販機がある場合は、その撤去を待つ必要があるため、令和5年4月1日以降に設置するよう許可を行います。この場合、公募の際に提示した使用料の初年度分（12か月分）を納入してください。

なお、設置予定場所が新規の場所や、従前設置された自販機が撤去済である場合など、物理的に3月中から設置可能である場合は、

許可日から令和9年3月31日までと記載した設置管理許可申請を行うことも可能です。この場合、初年度については、公募の際に提示した使用料の初年度分（12か月分）に、3月分の使用料として200円を加えた使用料を納入することになります。

また、翌年度以降については、3月末～4月初旬に発行送付される納付書にて、4月末までに1年度分（4月分～3月分）を、一括して納入してください。

工 設置及び移転の際の費用負担

自販機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

オ 従前使用されていた自販機の電源設備等の使用について

従前設置されていた自販機のために接続されていた電源設備等（電柱からの引き込み線、引き込みポール、地中埋設線、子メーター等）がある場合、従前の自販機設置者（または電源設備所有者）と、電源設備の所有権に関する協議を行ってください。**（電源設備を貸し借りすることは認めません。）**

設置事業者（落札者）となり、この電源設備等を使用する場合は、これら電源設備の所有権を取得し、適切な管理を行ってください。

カ 電源設備の新規設置について

電源設備を新規に設置する場合は、事前にまちづくり整備課と施工内容について協議を行い、指示に従うとともに、自販機の設置管理許可申請と併せて電源設備の設置についても、申請を行ってください。

キ 公園施設からの分電

電気を公園の施設から分電使用する場合は、光熱水費の実費相当分を負担していただきます。その際は、設置事業者が子メーターを設置して、施設管理者に子メーターの数値が判別できる写真を添付して報告してください。子メーターの報告期限については、まちづくり整備課長の指示に従ってください。

ク 電源設備について

自販機の電源供給のために必要な設備（子メーター、電源ケーブル、引き込み柱等）は、許可期間満了までには、次の設置事業者へ所有権を引き継ぐか、撤去を行ってください。

ケ 電柱契約の名義替え

公園施設からの分電使用でなく、電柱から電源供給を行う場合で、従前設置されていた自販機も同様に電柱からの引き込みである場合は、契

約名義の書換えで対応できる場合があります。その場合は、従前の自販機設置者等と協議の上、使用してください。

コ 行政上の事情による自販機の移設の費用負担

公園施設の工事その他行政上の事情により、自販機の移設が必要になる場合の移設に要する費用は、設置事業者の負担とします。

※コカ・コーラ社との協議については、

080-1789-7686（魚住様）へご連絡ください。

※コカ・コーラ社の正式名称は、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社です。

(3) 設置及び使用上の制限

ア 募集要項記載の条件及び設置管理許可条件を遵守し、使用料を確実に納付すること。

イ 2-(3)にかかる許認可等は、賃貸借契約期間中継続的に効力を有すること。

ウ 自販機の大きさは、1m²以内とし、募集物件の指定範囲内に設置できるものとすること。(回収ボックスの面積は含めない)

エ 自販機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認した上で「安全設置」すること。

オ 設置する自販機には、販売し管理する者の会社名又は管理者名を必ず明記すること。

カ 設置する自販機の前面に、「この自販機の売上げの一部が公園の維持管理に役立てられています」との旨の記載を明瞭に行うこと。

なお、リスト30番の、あさの汐風公園に設置する自販機については、自販機の前面に「この自販機の売上げの一部は、到津の森公園の飼育動物のエサ代に役立てられています」との旨の表示をしてください。なお、「到津の森公園」の表記については文字デザインの指定があります。詳しくは担当まで（公園管理課 平井 582-2464）

キ 自販機を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

ク 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。また、販売品の搬入時、販売時に施設利用者の支障とならないよう対策を行うこと。

ケ 販売品目は、清涼飲料水、乳酸飲料、乳飲料及び軽食等（アイスクリーム等及び間食程度のもの）とすること。販売品目の判断については、まちづくり整備課長の判断に従うこと。

コ 酒類の販売は行わないこと。

【注】 落札者が決定し、設置管理許可申請を行う際に、①設置スペースとして余裕があること、②監視カメラ、災害時無料開放機能等、都市公園の効用を向上させる付加価値のある自販機であること、③公園の許容電力量に余裕があること又は影響がない場合、の3点を満たすと判断される場合、ウにかかわらず、自販機の大きさの基準を1.5m²以内まで緩和することがあります。

(4) 維持管理責任

- ア 商品補充、金銭管理など、自販機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売切れ商品がないよう努めること。
- イ 自販機に併設して、原則として自販機1台に1個の割合で回収ボックスを設置するとともに、設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。
自販機が**他社の自販機と隣接する**場合は、関係者間で回収方法を協議し、責任を明確にした上で、適切に回収・処分すること。
- ウ 軽食等を販売する際は、必要な回収ボックスを設置し、周囲への散乱が無い様、定期的に清掃を行うなどを含め、適切に管理を行うこと。
- エ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、徹底を図ること。

4 入札参加申込手続

(1) 申込受付期間

令和4年12月1日（木）～令和4年12月19日（月）【必着】

(2) 入札参加申込書等提出先

北九州市小倉北区城内 1番1号

建設局公園管理課 担当 原田

093(582)2464

※郵送可。持参の場合は事前に電話連絡をお願いします。

※質問は隨時受け付けます。（電話可）

(3) 申込に必要な書類

ア 入札参加申込書（本市所定様式）

イ 現在事項全部証明書（履歴事項全部証明書も可）及び役員名簿（有資格業者名簿に掲載されている市の指名業者である場合は、省略できる。）

この場合はその旨記載のこと。)

- ウ 国税及び北九州市税の未納の税額がないことの証明書の写し
国税は納税証明書（その3）に限る。

工 事業概要

- (ア) 会社概要
(イ) 直近の貸借対照表、損益計算書

オ 2-(3)にかかる許認可等の免許証の写し

カ 質問書（質問がある場合。電話での質問も受け付けます。）

5 質問書に対する回答

(1) 質問書への回答予定日

令和5年1月13日（金）

(2) 回答方法

質問内容を整理した上で、公園管理課ホームページ上に掲載します。

※ 質問書に対する回答を見た上で入札書の記載を行うようお勧めします。

6 入札書の提出及び開札

(1) 開札日

開札日 令和5年2月1日（水）

※ 開札時間は、午前10時（予定）です。

※ 開札日の前開庁日（令和5年1月31日（火））までに入札書が届かない場合、または指定された方法以外で入札書を郵送した場合、理由のいかんを問わず入札が無効となります

(2) 入札書の提出先及び開札の場所

〒803-8501

北九州市小倉北区城内1番1号

建設局公園管理課 担当 原田宛

※必ず簡易書留又は一般書留にて郵送のこと。

簡易書留又は一般書留以外での提出以外は失格とします。

(3) 入札時提出書類等

- ア 入札書（本市所定様式）
イ 担当者名刺

(4) 入札金額の記入

入札金額は、指定の場所ごとに、月額使用料を記入してください。

(5) 入札書の書換え等の禁止

入札参加者は、一度郵送したものとの訂正のため再度提出を行うことはできません。(2回目以降の提出を無効とします。)

(6) 開札

ア 開札は、入札書の提出締切の翌日に速やかに行います。

イ 開札には、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。

ウ 入札結果を表として作成し、落札者及び落札金額を市のホームページにて公開します。

エ 入札状況(郵送された入札書及び表(落札者以外の入札額も表示))については、入札者に対して一定期間公開します。

(7) 入札状況の公開について

前号エの入札状況は以下のとおり公開します。

入札状況公開開始予定期間 令和5年2月6日(月)～17日(金)

公開場所 建設局公園管理課(本庁舎11階)

公開書類 全入札者の入札書

(8) 入札書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

ア 最低使用料(月額200円)を下回る価格によるもの

イ 入札資格のない者が入札したもの

ウ 指定の日時までに提出しなかったもの

エ 入札参加者の記名押印がないもの、または入札書と入札一覧表が両面印刷又は割印にて一体のものとして提出されていないもの

オ 本市が交付した入札書を用いずに提出したもの

カ 同一物件について、入札者が2以上の入札をしたときは、その全部のもの

キ 入札価格又は入札参加者の氏名、その他主要部分が識別し難いもの

ク 入札に関し、不正な行為を行った者がしたもの

ケ その他、入札に関する条件に違反したもの

(9) 設置事業者の決定

ア 設置事業者の決定は、本市が設定する最低使用料(200円/m²)以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者とします。

イ 落札となる同一価格の入札者があるときは、くじ引きで設置事業者を決定します。

ウ くじ引きは、「郵便入札におけるくじ引きの手順等について」により行います。

(10) 開札結果の公表

設置事業者を決定したときは、設置予定事業者名及び決定金額を、市ホームページで公開します。設置事業者となった場合は、自販機設置場所の存する区のまちづくり整備課へ設置管理許可申請の手続きを行ってください。

(11) 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は延期することがあります。

7 設置管理許可の申請手続

設置事業者は、**令和5年3月31日まで**に、自販機設置場所の存する区のまちづくり整備課へ、都市公園法第5条に基づく設置管理許可申請を行ってください。

設置許可申請書の申請期間は、3(2)ウのとおり記載してください。

8 設置事業者の決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

なお、設置事業者の決定を取り消した場合、当該場所の公募において次点であった者（次点の者が辞退した場合等は次点に次ぐ者、以下同様。）を、新たな設置事業者とする場合があります。この場合の使用料は、当該設置事業者が公募の際に提示した額とします。

- (1) 正当な理由なくして、決定から2カ月以内に設置管理許可申請の手続を行わなかった場合
- (2) 設置事業者が公募の応募者としての資格を失った場合及び公募の応募者としての資格がないことが後に判明した場合
- (3) その他、設置事業者が辞退した場合、又は設置管理許可を与える相手方として不適当と認められる場合

9 売上金額の情報提供

市が、売上金額について照会を行った場合は、期限内に回答を行ってください。回答内容については、新たな公募（入札）の際の健全な競争性の確保

のため、公開する場合があります。

10 公園の状況及び今後の整備予定

入札にあたり、以下の情報（予定を含みます）についてご留意ください。

- ア 公園駐車場のカギを市民センターが管理する等により、一般開放していない公園もあります。（団体利用のある日のみ開ける等）
- イ 公園の管理形態や整備予定については、今後も変動することがあり得ます。
- ウ 公園利用者からの要望等により、品目の異なる自販機を近隣に募集することがあります。（飲料自販機の横にアイスクリーム自販機を新たに募集する等）